

**(株)プリンスホテルの違法行為に断固抗議し、憲法で保障された
「集会・結社・表現の自由」の尊重を求める特別決議**

私たちは、教育研究活動を運動の柱に位置づけ、子どもや地域との関わりを大切にしながら教育実践を行ってきた。そして、日々の教育実践を持ち寄り、各分会・支部・単組での討議を経て、教育研究全国集会へとつなげてきた。

これまで57次におよぶ教育研究全国集会での討議・交流は、私たちの財産であり、誇りである。

教育研究全国集会の全体集会は、参加者すべてが集い、今日的教育課題と方向性を共有化する場として、これまで一度も絶やすことなく行われてきた。

しかし、第57次教育研究全国集会の全体集会は、(株)プリンスホテルの3度にわたる裁判所の決定に従わない「会場使用拒否」という暴挙により、中止せざるを得ない事態となった。また、全体会場問題に加えて参加者の宿泊契約も解除しており、旅館業法にも違反している。社是として、コンプライアンス(法令遵守)をかかげている企業としてあるまじき行為である。

これに対して、連合をはじめとする団体、さらには海外からも抗議の声が挙げられている。また、マスコミ報道、世論も(株)プリンスホテルを一斉に批判している。国会質疑においても、法務大臣がこうした行為に対し、「法治国家として成り立たない」とまで言及している。しかし、(株)プリンスホテルから反省・謝罪の言葉は一切なく、「住民の安心・安全の確保」と称して、自らの「正当性」のみを主張し続けている。

この問題は、一企業の「経営体質の欠陥」として片付けられるものではなく、憲法で保障された「集会・結社・表現の自由」、教育研究活動の自由に関わる重大な問題である。さらには、法治国家における司法制度の根幹に関わるものでもある。

私たちは、教職員として次世代の主権者を育成する立場から、また市民として憲法を尊重する立場から、損害賠償請求訴訟にとりくむとともに、この問題を国内外に発信していく。また、教育研究活動のもつ社会的役割の重要性を訴え、組織の総力をあげて民主的な社会の実現に向けた運動にとりくんでいく。

以上、決議する。

2008年3月18日
日本教職員組合第96回臨時大会